

教 県 第 1 8 4 3 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年埼玉県教育委員会規則第3号）」が令和6年3月29日に公布され、別紙のとおり令和6年4月1日に施行されることになりました。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

子育て休暇の取得事由に、義務教育終了前の子（満12歳に達した日後の最初の4月1日以後の子にあっては、特別支援学校等の在籍者に限る。）（以下「対象となる子」という。）である場合において、感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより、対象となる子の在籍する学校等の全部又は一部が臨時に休業となり、その子の世話をする必要がある場合を加えた。

2 施行期日

令和6年4月1日

担 当：県立学校人事課学事担当 天野
電 話：048－830－6735

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ その子（満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあつては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話を行う必要がある場合

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

新	旧
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十一条 (略) (特別休暇) 第十二条 (略) 一～五 (略) 六 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において七日（その養育する義務教育終了前の子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間 イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。）を行う場合 ロ その子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合 ハ その子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合 ニ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合 ホ <u>その子（満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあっては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合</u> ヘ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが必要とされている場合 七～二十五 (略) 2・3 (略) 第十三条～第二十四条 (略)	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第十一条 (略) (特別休暇) 第十二条 (略) 一～五 (略) 六 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において七日（その養育する義務教育終了前の子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間 イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。）を行う場合 ロ その子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合 ハ その子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合 ニ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合 <u>(新設)</u> ホ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが必要とされている場合 七～二十五 (略) 2・3 (略) 第十三条～第二十四条 (略)